『常陸国風土記』の「池_

— その記述をめぐって ——

一、はじめに

むうえで「池」の記事がどのように機能しているのかを考えて る。記紀の「池」の築造は何の困難もなく完遂されるのに対し、 がどのような意味を持つのか、さらには『常陸国風土記』を読 本稿では『常陸国風土記』の「池」の記述様態を分析し、それ 滞りなく行われたことを示す役割を負ったものだと考えられ られないものである。記紀の「池」築造記事は、天皇の徳政が て不都合な存在が描かれる。それは記紀の「池」の記事には見 『常陸国風土記』の「池」の築造には困難が伴う場合もある。 『常陸国風土記』の「池」の周辺には「池」を造った側にとっ

とを書くのはなぜか、ということを考えていきたい。 る。古代における実際の「池」の築造がどのようなものであっ(4) 関わらず、『常陸国風土記』に「池」築造が滞ってしまったこ とである。本稿では実態ではなく、あくまで叙述の問題として 造は強大な権力を背景として為されたように叙述されているこ であったのではないかとは考えられるだろう。そしてここで重 たか、今日では推測することしかできないが、諸氏の指摘する 要なのは、記紀や風土記といった古代の文献内でも「池」の築 ように個人の力では為し得ない、強大な権力を背景としたもの な安定した権力下における方が行ないやすい」などとしてい 「池」を見ていく。強大な権力を背景とする事業であったにも

竹

美

穂

摘をしている。 古代の文献上の「池」については三浦佑之氏が次のような指 国風土記』にもいくつかの築池記事があり、「枡池あり、 した事業が「文化」を象徴するものだからである。『常陸 は天皇のなすべき重大な仕事の一つであり、それは、こう 池を作るという事業は、(略)『古事記』や『日本書紀』で

こは高向の大夫の時に築ける池なり」「国の宰当麻の大夫

氏は、古墳や溜池などの大工事をするには「その前提に、すで は、「池」の築造などの「大規模な土木事業は、ある程度強力 にそこに大きな政治支配があるということだ」とし、高橋裕氏 永雅雄氏は「国家的事業として行なわれ来た」とし、古島敏雄(ci) の背後に強大な権力の存在があったことが指摘されている。末 古代の「池」については、考古学の方面などから、その築造 いきたい。

ということを語っている。の事業も、朝廷(天皇)の威光を受けて完遂されたものだら常陸国に派遣された「宰=ミコトモチ」であり、これらら常陸国に派遣された「宰=ミコトモチ」であり、これらと語られている。その高向の大夫や当麻の大夫は、朝廷かの時に、築ける池、今も路の東にあり」(ともに行方郡条)の時に、築ける池、今も路の東にあり」(ともに行方郡条)

記紀とは異なる、ある本質的なものが見えてくる。 とったとする。確かに、記紀や『常陸国風土記』の、かなかった様子が見て取れる。このことから『常陸国風土記』では、「池」の集造は何の困難も伴うことなく完遂されたように書かれるが、『常陸国風土記』の記述からは、一筋縄ではいいなかった様子が見て取れる。これと『常と国風土記』ではいいがわせらい、新しく導入された設備として叙述される。また、記紀ではり、新しく導入された設備として叙述される。また、記紀ではり、新しく導入された設備として叙述される。また、記紀ではり、新しく導入された設備として叙述される。を作るという事業が「「文化」を象徴するもの」三浦氏は「池」を作るという事業が「「文化」を象徴するもの」三浦氏は「池」を作るという事業が「「文化」を象徴するもの」三浦氏は「池」を作るという事業が「「文化」を象徴するもの」

二、沼・泉・井との比較から見る「池」の特徴

確認したい。 陸国風土記』において「池」がどのように記述されているかをまず『常陸国風土記』の「池」の書かれ方の実際から、『常

朝以降にできる、ということを特徴とする。これらの特徴は、「造る」という語を伴う)、②中央官人が築造に関わる、③孝徳『常陸国風土記』の「池」は、①作られるものである(「築く」

次に、特徴の②中央官人が築造に関わる、という点だが、こ

と比較することでより明らかになる。沼や泉、井といった、「池」と同じく水が溜まる場所を示す語

たものである。 次の表は、沼・泉・井・池がどのような動詞を伴うかを示し

	動詞	数
沼	流れ来	1
	あり	1
泉	流る	2
	あり	2
	出づ	2
	旧る	1
	淵を作す	1
井	掘る(穿る)	5
	あり	2
池	築く	3
	造る	3
	あり	1

 りは巡行神のような扱いをされている。

そこに関わる人物は異なっている。が「掘る」を伴っており、「池」と同じく人工のもののようだが、れは井と比較するとわかりやすい。右の表を見ると、井は多く

井……倭武天皇(2)、大足日子天皇(1)、比奈良珠命(2)

池……高向大夫(1)、壬生連麿(1)、当麻大夫(1)、

右に挙げたのは井を掘ることに関わった人物と、「池」の築造軽直里麻呂(1)

人の天皇は、『常陸国風土記』内では朝廷権力の象徴というよというと中央政府における権力の象徴のようであるが、この二皇に遣わされた比奈良珠命ら、天皇が主となっている。天皇、ると一層明瞭で、井を掘るのは倭武天皇や大足彦天皇、倭武天職や姓を与えられた官人である。これは、井を掘る人物と比べ職や姓を与えられた官人である。これは、井を掘る人物と比べに関わっているのは「大夫」や「連」や「直」など、朝廷からに関わった人物で、カッコ内はその件数である。「池」の築造

となる。井を掘るのは、後者の行動する天皇である。この行動皇だけで、実際に常陸国内を巡行してなんらかの説話の主人公を明示する役割を持つ。行動する天皇は、倭武天皇と大足彦天皇の御世」という形で記され、そのあとに記される説話の時代との二種類に分けられる。時世を示す天皇というのは、「~天との二種類に分けられる。時世を示す天皇と行動する天皇『常陸国風土記』の天皇は、時世を示す天皇と行動する天皇

る。肥後和男氏は、記紀でのヤマトタケルが征討者としての

が、巡行の地というよりは、肥後氏のことばを借りるなら「効

倭武天皇の説話が水辺に多いことは早くから指摘されてい

水辺(井)に多く巡行している。

する天皇は多分に巡行神のような性質を持っており、とりわけ

されているのは、倭武天皇が「池」の築造などの「効用的な意難き大君といふものであつた」と結論付けている。ここで指摘といった意味を持ち、「倭武天皇は常陸の人々にとつてただ有味よりも、水の清さ甘さに直接神聖なる人格の恩寵を感謝する」保の由来として語られたものの多い」ことに注目している。性質を持つこととは異なって、『常陸国風土記』の倭武天皇が性質を持つこととは異なって、『常陸国風土記』の倭武天皇が

争の旅は描かれていないとして、「むしろ、その地方々々に巡陸国風土記』には、記紀のヤマトタケルの物語が主題とした闘じような存在であった、ということになる。永藤靖氏はまた、『常茂有難き大君」つまり実際の統治を行う天皇ではなく神々と同関わりを持つ、ということであろう。そのような倭武天皇は、「た味」よりも、井や泉などのもつ「水の清さ甘さ」により密接な味」よりも、伊や泉などのもつ「水の清さ甘さ」により密接ない。

幸をもたらしてくれる貴人であり、異人として定着されている人々に多くの徳をほどこしている。倭武天皇は、ここでは民に幸し、その共同体の必要とした井泉、橋といったものを作り、争の旅は描かれていないとして、「むしろ、その地方々々に巡陸国風土記』には、記紀のヤマトタケルの物語が主題とした闘じような存在であった、ということになる。永藤靖氏はまた、『常

は「井」のほとりであり、決して「池」ではない。このことは、「池」といのではないだろうか。そしてそのような天皇が巡行するのきいのではないだろうか。そしてそのような天皇が巡行すると考えてもたらしてくれる、いわば折口信夫の言葉を借りれば「マレビもたらしてくれる、いわば折口信夫の言葉を借りれば「マレビもたらしてくれる、いわば折口信夫の言葉を借りれば「マレビもが深い。自分たちの共同体のらちがいにあって、多くの富を感が深い。自分たちの共同体のらちがいにあって、多くの富を感が深い。自分たちの共同体のらちがいにあって、多くの富を感が深い。自分たちの共同体のような円をいる。

存在として描かれる。 ある。『常陸国風土記』で官人は、常陸国を実質的に経営した たりはせず、郡の領域を選定したり「池」を造ったりする者で 巡行する天皇とは位相を異にしている。官人は「井」に巡行し なく官人なのである。官人も常陸の地に実際に入る存在だが、 用的な意味」を多く負っているということの証左になるだろう。 のような施設を作るのは、『常陸国風土記』では天皇では

ようだ」として次のように位置づけている。 ときわ氏は「どの天皇の「世」にも所属しないし、連続しない したい。「井」を掘る倭武天皇の存在する時間に関して、猪股 最後に、特徴の③孝徳朝以後にできるという点について検討

場する次の詔は重要である。

る神が天より降ってきた時と同質と考えられるだろう。(ユ) ての始まり、香島大神や普都大神という「大神」と呼ばれ で、「倭武天皇」の時は『常陸国風土記』にとってのすべ 連続して一方向へと流れる時間とは別の過去世である点

なっている。(ミロ) また築造の時代を明記するものもあるが、すべて孝徳朝以後とまた築造の時代を明記するものもあるが、すべて孝徳朝以後と 当麻大夫、軽直里麻呂)はすべて孝徳朝以降の人物と認定でき、 れている。「池」の築造に関わる人物(高向大夫、壬生連麿、 が作られるのは孝徳天皇の時代以降ということがはっきり示さ 天皇の時代に掘られるのが「井」である。これに対して「池」 異なる次元で行動する天皇であるように描かれる。このような 倭武天皇は、『常陸国風土記』のなかでは時世を示す天皇とは

て確認しておく。孝徳朝は、 ここで、『常陸国風土記』における孝徳朝の位置づけについ 総記に

られたことを記すことは、朝廷による常陸国支配を示すに資す

であったということである。孝徳朝に官人によって「池」が造

て、坂より東の国を惣領めしめき。時に、我姫の道、分れ 徳朝―稿者注)に至り、高向臣・中臣幡織田連等を遣はし 難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世(=孝 て八の国と為り、常陸の国、其の一に居れり。

が初めて登場するのは崇神条となっている。また、崇神条に登 こで注目したいのは記紀の崇神天皇条である。記紀では「池」 代でもあり、常陸国が国として成立した時代となっている。こ とあり、常陸国建国の時代である。また、各郡が立てられた時

る。其れ多に池溝を開りて、民の業を寛めよ」とのたまふ。 の狭山の埴田水少し。是を以て、其の国の百姓、農の事に怠 天下の大きなる本なり。民の恃みて生くる所なり。 六十二年の秋七月の乙卯の朔丙辰に、詔して曰はく、「農は

は常陸国が朝廷によって治められているということを示す文書 国風土記』が解文であるという点も重要である。『常陸国風土記』 ていたと考えることができるだろう。このときにまた、『常陸 している。国を整えていくことと「池」の築造は密接に関わっ 国が整い始めた時代と「池」が造られ始めた時代とは期を一に して機能し始めた時代である。記紀でも『常陸国風土記』でも 整い始めた時代としてあり、『常陸国風土記』の孝徳朝も国と いたことがわかる。記紀の崇神朝も、神祇制度や税制など国が 命じており、天下を治めるために「池」が重要な位置を占めて 「天下」の「本」である「農」のために「池溝」を開くことを

うことが書かれるのである。るものだったと考えられる。それにも関わらず築造に困難が伴

の記述は単純ではない。次からさらに詳しく検討していきたい。なものであるように書かれている。しかし『常陸国風土記』の「池」なきのであるように書かれている。しかし『常陸国風土記』の「池」なった孝徳朝以降に、常陸国を実際に経営していった官人によってた孝徳朝以降にことを書いていることを確認した。常陸国が成立し以上、『常陸国風土記』では、孝徳朝以降に官人によって「池」以上、『常陸国風土記』では、孝徳朝以降に官人によって「池」

二、夜刀の神の説話と「池

に全文を掲げる。 夜刀の神説話に登場する「池」について検討していきたい。次てこからはその書かれ方の実際の様態を見ていく。まず有名ない前節に『常陸国風土記』の「池」の特質を検討してきたが、

の神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことをの神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことを見るが、墾闢きて新に田を治りき。此の時、夜川の神と為す。むることなし。 〈俗いはく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。むることなし。 〈俗いはく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。群れ引率て、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らし群れ引率で、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らし群れ引率で、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らし群れ引率で、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らし群れ引率で、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らし群れ引率で、悉尽に対いない。 《俗いはく、「此より上は神の地と為すことをの神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことをの神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことをの神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことをの神に告げていひしく、「此よりと、神の人を対して、

椎株あり。清泉出づれば、井を取りて囮に名づく。 き。謂はゆる其の囮は、今、椎井の囮と号く。囮の回に く、随盡に打殺せ」と言ひ了はる應時、神しき蛇避け隠り ず。是に、麿、声を挙げて大言びけらく、「此の陋を修め り。即ち、還、耕田一十町余を発して、麻多智の子孫、 聴さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、 く、「目に見る雑の物、魚虫の類は、憚り懼るるところな 化に従はざる」といひて、即ち、役の民に令せていひけら しむるは、要は民を活かすにあり。何の神、誰の祇ぞ、風 夜刀の神、囮の辺の椎株に昇り集まり、時を経れども去ら 柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世に至り、壬生連 承けて祭を致し、今に至るまで絶えず。其の後、難波の長 な恨みそ」といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへ の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な祟りそ、 初めて其の谷を占めて、囮の堤を築かしめき。 即ち、

を刀の神説話はさまざまな視点から論じられているが、本稿麿という官人によって新しく造られるものなのである。 孝徳天皇の世のこととされる後半の二部に分けることができる などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっているが、本稿 を見に向ふ陸の駅道なり。(行方郡)

は前半と後半の二部に分かれる。ここでは「池」の有無に着目では「池」に着目して読んでいきたい。前述のようにこの説話

あつたこの日の蛇神をみる」という。ところが後半になり壬生 が祭祀者となった、とあるところに「衰へたとは言へなほ余力 の開墾にあたって夜刀の神の降臨を願わない。しかし、麻多智 して降臨を願わなければならなかった存在だが、麻多智は土地 長の姿が窺はれ」るとしている。蛇神は、古くは「農業神」と

た。それに逆らうことは許されなかったのである。 のことは後半部にのみ見える「池」の築造と深く関わっている。 神を神として敬う態度がまったく無くなっていると言える。 る明確な態度の違いを見てとることができ、後半部では夜刀の ている。二氏が指摘するように前半と後半では夜刀の神に対す(5) 信仰圏」として、異なる信仰の水準が観察できることを指摘 天皇には神々もしたがうはずだと見なす信仰の水準」を「国家 にある天皇を世界の根源 - 始原を体現するものとしてとらえ、 連麿によって夜刀の神が完全に駆逐されたあとの「国家の頂点 られた神を信ずるという信仰の水準」を「社寺信仰圏」、 信仰圏」、麻多智が夜刀の神を祭ったあとの「特定の神社に祭 かがそのまま神と信じられているという信仰の水準」を「民間 三つの位相に分け、 ふことが出来ない」とする。また、桜井好朗氏は、この説話を 「池」の築造が、夜刀の神が「避け隠」れざるを得なかった 一の築造は、常陸国が機能していくために重要な事業であっ 麻多智の開墾以前「自然の現象とか動物と ほかでもな

かれている。これは重要なことである。記紀の「池」

築造の際に夜刀の神の抵抗に遭うという困難があったことが書

桜井氏は「風化」は「皇化」と同意であるとして、「麿が夜刀の 化に従はざる」の「風化」に求める論はこれまで多くなされてきた。 るところを、「池」ではなく麿の発言の「何の神、 後半の、夜刀の神に対する壬生連麿の強硬で高圧的な態度の拠 誰の祇ぞ、

この二つの話からは「世とともに遷りゆく蛇神観と、

地方の首

夜

要因と考えてみたい。

刀の神に対する態度の違いも指摘されている。守屋俊彦氏は、 するが、前半と後半では「池」の有無や時代の違いの他に、

ことばである。しかし、その前に麿が「此の池を修めしむるは、 と考えられるのである。「池」が造られるのであれば、 にほかならない」とし、「「風化」のことばは、その端的なあら くことは土地を王権が支配していったということと同義である。 れてきた神も撤退しなければならない。「池」が築かれる、 天皇による国家運営のためであれば、その土地に代々祭り継が れるという点においては「風化」も「池」も同様の威力を持つ されて良いだろう。天皇の権威や国家権力の象徴を負って使わ 要は民を活かすにあり」と発言していることにも、もっと注目 皇の権威があることを明示し、夜刀の神を追い払う力を持った 語が大きな意味を持つであろうことは疑えない。麿の背後に天 われを示している」とする。この説話において「風化」という(®) は「まさしく国家を領導する儒教的イデオロギーの直接の体現 たとする。また多田一臣氏は、 化」の背後には天皇があり、その威力のもとで麿の言動があっ 度化されてゆく天皇に発するものであったからであろう] と、| 神にそういう態度をとりえたのは、「風化」が「現神」として制 しかし、この説話が語るところはそれにとどまらない。 麿のことばの中に見られる論理

ができるのである。

は左のようになっている。

- 事記』中巻・崇神天皇)・是の御世に、依網囮を作り、亦軽の酒折囮を作りき。(『古・
- (『日本書紀』巻第十・応神天皇)・十一年の冬十月に、劒囮・軽囮・鹿垣囮・鹿坂囮を作る。

造の際の困難を抱え込んだ表現を持ってしまったと考えることきよう。夜刀の神の説話は、意図せずしてこのような「池」祭門、〜池を作る」というような記述には収まりきらない物語がが、『常陸国風土記』の夜刀の神説話を読むと、単に「○年○が、『常陸国風土記』の夜刀の神説話を読むと、単に「○年○記紀ではこのように極めて簡略に書かれている「池」の築造だ記紀ではこのように極めて簡略に書かれている「池」の築造だ

いた民にとって「池」の存在は本当に喜ばしいものだったのだいた民にとって「池」の築造は「民のため」とされながら、そこに関が当然湧いてくる。「池」が造られるということが、王権による土地の支配では関の勢力にとって邪魔になるだけの夜刀の神という存在を書が成ったことが書かれた方が自然であるようにも思われる。朝かということだ。新しい文化は必ずしも歓迎されないのであいかということだ。新しい文化は必ずしも歓迎されないのであいかということだ。新しい文化は必ずしも歓迎されないのであらいまざるを得なかったという事情から、「池」などの新しい文化が導入される際の葛藤の痕跡が描かれてしまったのかという存を書が成ったことが書かれた方が自然であるように何の困難もなく築造間が当然湧いてくる。「池」が造られるということが、王権による土地の支配であるとき、「池」の築造は「民のため」とされながら、そこにあるとき、「池」の発達は「民のため」とされながら、そこにあるとき、「池」の築造は「民のため」とされながら、そこにあるとき、「池」の発達は「民のため」とされながら、ことが出来ることが、日間が当然湧いている。

いるのだろうか。次節でさらに考えてみたい。ろうか。そして『常陸国風土記』はそれをどのように記述して

四、佐伯・神子の社・獼猴と「池」

この点に就いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」にの点に就いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」にの点に就いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」にの点に就いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」のに点いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」の点に就いて考えるために『常陸国風土記』の他の「池」

に「栗家の池」の記事もあるが、その北には「香取の神子の社」 では、安口の神のように佐伯を追い払って「池」のほか では、で、朝廷側の勢力に征討される存在である。 で伯」の居住区域に「池」を造ったという記述には注目できる。 では書かれないが、むかし佐伯が住んでいたという記事は、そとは書かれないが、むかし佐伯が住んでいたという記述には注目できる。 とは書かれないが、むかし佐伯が住んでいたという記事は、そのような事件があったことを推測させる。 のような事件があったことを推測させる。

があることに注意したい。「~の神子の社」(~部には「香島」

摘している。 る。志田諄一氏はこの「~の神子の社」について次のように指る。志田諄一氏はこの「~の神子の社」についてという記事が見えそのうちの三例で同じ条に佐伯が住んでいたという記事が見えか「香取」が入る。) は 『常陸国風土記』に全部で五例見られるが、

でいた地の鎮護を目的としたのかも知れない。 神を、子神であっても自らは勧請するはずがないし、でき神を、子神であっても自らは勧請するはずがないし、できっち四社までが佐伯が住んでいたという堤賀・男高・当麻うち四社までが佐伯が住んでいたという堤賀・男高・当麻の郷里に置かれているのは、服属した蝦夷(佐伯)が住んの郷里に置かれているのは、服属した蝦夷・香取の両行方郡の農民が、蝦夷平定の国家神である鹿島・香取の両行方郡の農民が、蝦夷平定の国家神である鹿島・香取の両

「一の神子の社」は佐伯の鎮護を目的としていた可能性があると「一の神子の社」は佐伯の鎮護を目的としていた可能性があると、古老のいへらく、昔、国巣、〈俗の語に都知久母、又、夜を必要とするような状況を想定すると、朝廷と佐伯の対立があったと考えることができる。その際に「池」の建設も関わっていたと考えることができる。その際に「池」の建設も関わっていたのではないかと考えてみたいのである。別の言い方をすれば、たのではないかと考えてみたいのである。別の言い方をすれば、たのではないかと考えてみたいのである。別の言い方をすれば、たのではないか。佐伯は『常陸国風土記』に次のように描かれている。 古老のいへらく、昔、国巣 〈俗の語に都知久母、又、夜ではないか。佐伯は『常陸国風土記』に次のように描かれている。

て、県の名に着けき。(茨城郡) 藤に繋りて、衝き害疾はれて死に散けき。故、茨蕀を取り逐ひ迫めしめき。佐伯等、常の如土窟に走り帰り、尽に茨候ひて、茨蕀を穴の内に施れ、即て騎の兵を縦ちて、急に俗を阻てき。此の時、大臣の族黒坂命、出で遊べる時を伺鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、弥、風鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、弥、風

時に、そこにいた旧勢力は排除されたということも示されるの 地を朝廷側が(おそらくは武力的に)支配したことを示すと同 るのではないだろうか。「池」が造られたと書くことで、その の築造が佐伯の征討を経て成ったものだということを読み取れ あった。その佐伯が「池」のそばにいたという叙述からは、「池 ここで佐伯は朝廷側の「大臣の族黒坂命」に討伐されている。 の築造記事には、朝廷側による土地の武力支配ということが暗 影が見え隠れしている。このことは、『常陸国風土記』での「池」 ない。しかし『常陸国風土記』には「池」のそばに抵抗勢力の ただ、築造年月と池名とそれが造られたことが記されるだけで、 除された存在のことを記していることである。記紀の「池」は である。『常陸国風土記』の「池」の記事の最大の特徴は、 メージは右のような凶悪で、制圧の対象となるようなもので 『常陸国風土記』において「佐伯」というとき、喚起されるイ 示されていたのではないかという推測を生む。 池」を造る際の困難などが描かれることはない。その痕跡も

射たまひしに、鴨迅く弦に応へて堕ちき。其の地を鴨野と無梶河より部陲に達りまししに、鴨の飛び度るあり。天皇、もうひとつ『常陸国風土記』の「池」の記事を見てみよう。

其の人去れば更郊に出でて遊ぶ。狼の性、梟の情にして、

を堀り置きて、常に穴に居み、人来れば窟に入りて竄り、

都賀波岐といふ〉 山の佐伯、

野の佐伯ありき。

普く土窟

子の社あり。 あり、此は高向の大夫の時、築きし囮なり。北に香取の神 (行方郡 土壌塉埆て草木生ひず。野の北に、櫟・柴・鶏頭樹 往々森々に、自から山林を成せり。即ち、 社の側の山野は、土壌腴衍えて、草木密生れ 枡の池

見られる。朝廷が東国に支配を及ぼすために設けた新しい行政区 跡が「香取の神子の社」に見えるのである。 関わって登場することには注目できるだろう。そして土地を支配 画である、国や郡の成立に深く関わる高向大夫が「池」の築造に と表記される)、そのときに初めて常陸の国が立ったことも書か 遣され常陸国を初めて治めたとされる人物だからだ。高向大夫に うのは、この高向大夫は『常陸国風土記』において、朝廷から派 しようとするとき、もとから住んでいたものの抵抗に遭う。その れている。高向大夫は、総記以外には立郡の事情を述べた記事に とわざわざ書かれていることからも考えられることである。とい 考えたい。それは、この「池」が「高向の大夫の時」に築いた、 ここでも朝廷側の支配の印として「池」の築造が語られていると ここには佐伯のことは書かれていないが、先に検討したことから、 の世に派遣されて足柄の岳以東を治めたことが記され(「高向臣」 ついては、第二章で挙げた『常陸国風土記』総記に、孝徳天皇 ここにも「香取の神子の社」が「池」のすぐ北にある、とある。

て、常に宿りて喫噉へり。(久慈郡

形磐石の如く、色黄にして埦を穿てり。獼猴集り来

壁は、

うという不気味な存在として描かれており、獼猴の語には何ら ことと類似すると注しているのだが、ここで獼猴は好ましいも 性の間に交じってふざけまわることを、獼猴に男女の別のない がましさを批判した箇所の「及優侏儒獶||雜子女|」を注したも 狀如||獮猴|、間||雜男子婦人|、言似||獮猴|、男女無」別也。] と う「谷会山」に「獼猴」がいるという。この獼猴だが、『礼記』「楽 ここには佐伯や神子の社の記述はないが、「池」の北にあるとい かの負の付加価値があったと考えることができるだろう。 のとして認識されてはいない。右の「池」の記事でも土を食ら のである。「新樂」で「俳優」や「侏儒」などの道化が子供や女 語「、不」可」以道」古、此新樂之發也。」 として「新樂」の濫り 溺而不」止、及優侏儒獶「雑子女」、不」知」「父子」、樂終不」可」」以 ある箇所にも見える。これは「今夫新樂、進俯退俯、姦聲以濫! 有;;,俳優雜;¬戲侏儒短小之人;。優雜、謂;|獮猴; 也。言舞戲之時、 記」の孔穎達疏に「「及獶侏儒獶「雑子女」」者、言作樂之時、

ばかりであった。 獼猴など「池」を造る側にとって排除の対象となるような存在 には「池」の恩恵を享けている「民」の姿はどこにも描かれな 活かすにあり」と「大言」していた。しかし、『常陸国風土記』 の朝廷側から排除される存在がある。夜刀の神説話において いのである。「池」とともに記述されるのは夜刀の神や佐伯、 「池」を築いた壬生連麿は「此の池を修めしむるは、 以上のように、「池」の付近には佐伯や神子の社、 要は民を

また、もう一例次の「池」の記事を見てみたい

||他を成りき。其の||他より北を谷会山と謂ふ。 の内大臣の封戸を撿に遣はされし軽直里麻呂、 淡海の大津の大朝に光宅しめしし天皇のみ世に至り、

有らゆる岸 堤を造きて

藤原

であろうか。

が排除する対象である。なぜこのような叙述になってしまうの

で出てくるのは夜刀の神や佐伯や獼猴などの、「池」を造る側

その水を汲み飲んでいる姿が描かれている。ここからは、「寒泉」右の記事の「寒泉」「大井」と記される水辺には「男女」が集い、大井と謂ふ。郡に縁れる男女、会集ひて汲み飲めり。(行方郡)末の東に国つ社あり。此を県の祇と号く。社の中に寒泉あり。戸に寄り集まってその湧水の恩恵を受けている描写はある。戸に寄り集まってその湧水の恩恵を受けている描写はある。戸に本汲み飲んでいる姿が描かれている。ここからは、「海」が集り、「海」ではなく泉や井同じ水辺でも、『常陸国風土記』には、「池」ではなく泉や井

「大井」に親しんでいる人々のすがたが読み取れるが、「池」の(窓)

そばには決してそのような人々は書かれない。「池」とセット

て記述されているのである。そのため、周囲には「池」に親して記述されているのである。そのため、周囲には「池」に親し生の、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される村間いられ、機能したと考えられる。当然、武力で鎮圧される対別は、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存用いられ、機能したと考えられる。当然、武力で鎮圧される対別は、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存用いられ、機能したと考えられる。当然、武力で鎮圧される対別は、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存まは、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存まは、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存まである。そのため、周囲には「池」の築造な地にいたものを鎮圧し、その地を支配した証が「池」の築造な地にいたものを鎮圧し、その地を支配した記が、『常陸国風土記』において「池」を記述されているのである。そのため、周囲には「池」に親して記述されているのである。そのため、周囲には「池」に親していたといていたといていたといる方は、一つに表していたというに表しませい。

陸国風土記』のあり方が見えてくる。と言の大くに歓迎されるか要は民を活かすにあり」と言わせ、常陸の人々に歓迎された「池」の記述から伝わるのである。記紀とは異なる『常たのではないか。朝廷側から地方の事情を書く、ということのたのではないか。朝廷側から地方の事情を書く、ということのたのではないか。朝廷側から地方の事情を書く、ということのたのではないか。朝廷側から地方の事情を書く、ということのように叙述された「池」であったが、そう簡単な話ではなかっのように叙述された「池」であったが、そう簡単な話ではなかっのように叙述されるが、常陸の人々に歓迎されるか要は民を活かすにあり」と言わせ、常陸の人々に歓迎されるか要は民を活かすにあり」と言わせ、常陸の人々に歓迎されるか

五、おわりに

事の意義は次のようである。

以上述べてきたが、『常陸国風土記』における「池」築造記

『常陸国風土記』で「池」の築造は、下皇の権威のもとに行われ、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」 築造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複けられており、そうであるとき在地のものには必ずしも歓迎されなかったためと考えられる。その表れとして「池」の記事には、「池」を造る側が排除する存在が記されている。地域の事にが、簡単には遂行されなかったように書かれる。それは、「池」たが、簡単には遂行されなかったように書かれる。それは、「池」たが、簡単には遂行されなかったように書かれる。それは、「池」で「池」を造る側が排除することと密接に関わる事業であっまた常陸国が国として成立することと密接に関わる事業であった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」条造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複まった「池」を記述されている。

む存在が書かれることはない。麿に「此の池を修めしむるは、

記述の比較―」(『都大論究』第四七号 二〇一〇・六)

- (3) 古島敏雄・森浩一「対談(古代の池をめぐって」(『日本(2)『池の文化』(学生社)一九七二)
- 章」) 「「大小の文化史―水文学入門―」(A.K.ビスワス著・高(4) 『水の文化史―水文学入門―』(A.K.ビスワス著・高古代文化の探求 池』森浩一編 社会思想社 一九七八)
- いており、 いて、水力を管理し得た国家が大きな力を持ったことを説いて、水力を管理し得た国家が大きな力を持ったことを説する人と大きく関わっていたことが指摘されている。カー) 世界的に見ても蓄水施設を造営する権力を持つことは、

に経営されるか、独占的に管理されたのである。に経営されるか、独占的に管理されたのである。こ、大いても指導的役割を果たすことができるだろう。においても指導的役割を果たすことができるだろう。は、採石、採塩等の「採取」産業もあるし、武器、が、戦車、家具等の製造といった加工業もある。これら二つの領域における活動が大規模におこなわれるかぎり、それらは大部分が水力的建造物を統御することのできる政府は、望むならば、産業の非建造的分野とのできる政府は、望むならば、産業の非建造的分野とのである。

官僚国家の生成と崩壊』湯浅赳男訳 新評論 一九九五)を指摘している。(『オリエンタル・デスポティズム―専制活用されたとして、呪術的な側面からも管理を強めたことこまれた」数学的・天文学的作業も水力を管理するためにこまれた」数学的・天文学的作業も水力を管理するためになどの「魔術と占星術のマントにくるまれ、深い秘密にかなどの「魔術と占星術のマントにくるまれ、深い秘密にかとして、産業を独占し得たとしている。また、日時の告知

(6) 「治水と心性

神の水と人の水と」(『環境と心性の文化

下 環境と心性の葛藤」勉誠出版 二〇〇三)

- 曝田と謂ふ。(那賀郡)」など。「其より南に当りて、恩、坂の中に出づ。多に流れて尤清く、「其より南に当りて、恩、坂の中に出づ。多に流れて尤清く、)『常陸国風土記』では「井」を、多く「泉」ともしている。
- (9) 『風土記抄』(弘文堂書房 一九四二)
- (1) 『風土記の世界と古代日本』(大和書房 一九九一)
- (11)「常世の国の倭武天皇」(『東北学』二〇〇三・四

では壊えて、え作成さざりき。・・・(香島郡)り、其が堤を築かむとして、徒に日月を積みて、築きり、其が堤を築かむとして、徒に日月を積みて、築き女と化為りて、夕に上り朝に下る。石を摘ひて廻を造郡の北三十里に白鳥の里あり。古老のいへらく、伊久孝徳朝以前に造られた「池」は完成されない。

(垂仁天皇世)とあり、孝徳朝以前と位置づけられている。の「池」が造られようとした時代は「伊久米の天皇のみ世」りき」とあり、完成されなかったことが書かれている。こ右の条では白鳥が「池」を造ろうとするが、「え作成さざ

15

『神々の変貌』「神々の世界における古代」(一九七六

東京大学出版会

- (16) 二つの説話の位相・関連について、多田一臣氏は、前半の伝承にも「神の威力を一定の枠に封じ込めておこうとする、風土記編纂者の意識のあらわれ」が見え、後半にも「王をによって埋めようとした、とする意図」があるとして、二つの記事の間の位相差を、王権のイデオロギーを持ちこむことによって埋めようとした、とする。(「夜刀神説話を読む」(『古代文学』二六 一九八七・三))また、赤塚史氏は、麻多智の伝承が『常陸国風土記』に多く見られる討伐伝承と性質を同じくするということに着目し、討伐伝承が「秩序から外れたものを示し、それを平定する伝承を掲載することで、結果的に秩序化された常陸国を描いている」ことから、から外れたものを示し、それを平定する伝承を掲載することで、結果的に秩序化された常陸国を描いている」ことから、とで、結果的に秩序化された常陸国を描いている」ことから、表情に対していて、多田一臣氏は、前半方とも編述者の意図に沿った叙述であるとする。(「夜刀神の伝承にもどめておこうとすると、一方とも編述者の意図に沿った叙述であるとする。(「夜刀神の伝承により、一方とも編述者の意図に沿った叙述であるとする。(「夜刀神の伝承により、一方ともにより、一方ともにより、一方ともにより、一方ともにより、一方ともには、前半方ともにより、一方ともによります。

郡家を置けり。

- (17) 桜井好朗・前掲書
- (18) 多田一臣・前掲論文
- 佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国巣
- (21) 例えば、行方郡の次のような記事である。(20) 『『常陸国風土記』と説話の研究』(一九九八 雄山閣出版)
- 那珂の地の七里とを合せて七百余戸を割きて、別きて夫・中臣幡織田の大夫等に請ひて、茨城の地の八里と連麿・那珂の国造、大建壬生直夫子等、惣領高向の大連麿・那珂の国造、大建壬生直夫子等、惣領高向の大古老のいへらく、難波の長柄の豊前の大宮に馭字しめ
- (2) 『禮記注疏及補正 上』(『中国学術名著第六輯 十三経(2) 『禮記注疏及補正 上』(『中国学術名著第六輯 十三経(2) 『禮記注疏及補正第七冊』 一九六三)

の伝承について」(『国文学研究』 一五六 二〇〇八・一〇)

が集う記事がある。